



令和5年第1回箕面市議会定例会議案

第1号議案	令和5年度箕面市一般会計予算	}	別冊
第2号議案	令和5年度箕面市特別会計財産区事業費予算		
第3号議案	令和5年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算		
第4号議案	令和5年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算		
第5号議案	令和5年度箕面市特別会計介護保険事業費予算		
第6号議案	令和5年度箕面市特別会計介護サービス事業費予算		
第7号議案	令和5年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算		
第8号議案	令和5年度箕面市病院事業会計予算		
第9号議案	令和5年度箕面市水道事業会計予算		
第10号議案	令和5年度箕面市公共下水道事業会計予算		
第11号議案	令和5年度箕面市ボートレース事業会計予算		
報告第1号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）……………	4	
第12号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆり）……………	6	
第13号議案	市道路線の認定及び廃止の件……………	7	
第14号議案	箕面市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定の件……………	10	

第 1 5 号議案	箕面市自転車安全利用条例改正の件	17
第 1 6 号議案	箕面市立箕面萱野駅前交通広場条例制定の件	18
第 1 7 号議案	箕面市立市民ギャラリー条例制定の件	26
第 1 8 号議案	箕面市犯罪被害者等支援条例制定の件	33
第 1 9 号議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件	38
第 2 0 号議案	箕面市子ども・子育て会議条例改正の件	45
第 2 1 号議案	箕面市立幼保連携型認定こども園条例改正の件	46
第 2 2 号議案	箕面市道路附属物駐車場条例制定の件	48
第 2 3 号議案	箕面市都市公園条例改正の件	55
第 2 4 号議案	箕面市営住宅管理条例改正の件	56
第 2 5 号議案	箕面市建築基準法施行条例改正の件	57
第 2 6 号議案	箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る 事務手数料条例及び箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例改正の件	59
第 2 7 号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件	65
第 2 8 号議案	箕面市水道事業給水条例改正の件	78
第 2 9 号議案	箕面市教育委員会教育長の任命について同意を求める件	81
第 3 0 号議案	箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件	83

報告第1号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の2件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月20日提出

箕面市長 上 島 一 彦

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和4年12月7日専決）

- (1) 事故発生日時 令和4年10月25日 午後1時53分頃
- (2) 事故発生場所 大阪府中央区谷町二丁目3番12号先路上
- (3) 相手方 熊本県菊池市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（子ども未来創造局教職員人事室 ██████████ 運転）が、上記日時・場所において、停車していた相手方の車両の横を通過しようとしたところ、公用車の左サイドミラーが相手方の車両の右サイドミラーに接触し、損傷させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、20,900円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和4年12月7日

2 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和5年1月20日専決）

- (1) 事故発生日時 令和4年11月21日 午後4時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市下止々呂美870番11地先 市道箕面五月山線路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方の自動車が走行していたところ、道路上に張り出していた樹木の枝に2回接触し、同車両の左側面等を損傷したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額のうち、市は、相手方に831,732円を支払う。
- (6) 和解年月日 令和5年1月20日

第 1 2 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 2 1 年 6 月 2 2 日議決を経た「第 6 9 号議案 指定管理者の指定の件」（平成 3 1 年 3 月 2 5 日、令和元年 1 0 月 7 日及び令和 4 年 3 月 2 8 日に議決を経て変更したもの）の一部を次のように改める。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「3 指定の期間 平成 2 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで」を「3 指定の期間 平成 2 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

（提案理由）

箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆりの指定管理者の指定について、その指定の期間を 1 年間延長するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 13 号議案

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線の認定及び廃止をする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定及び廃止をする市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道桜新稲線 3 号支線ほか 13 路線の認定及び市道桜新稲線 3 号支線ほか 5 路線の廃止をするため、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により提案するものである。

## 別紙

## 認定及び廃止をする市道路線

## 1 認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13806	桜新稲線3号支線	桜五丁目519番8	桜五丁目519番19	
13811	瀬川住宅線支線1号線	瀬川二丁目265番6	瀬川二丁目265番9	
13812	西小路中学校線東線	新稲三丁目1206番23	新稲三丁目1205番10	
23463	稲保育所東線	船場西一丁目16番1	船場西一丁目16番1	
33009	船場東3号線	船場東三丁目1番5	船場東一丁目1番	
33012	船場東6号線	船場東三丁目6番6	船場東三丁目7番10	
33330	今宮古池南線	今宮四丁目7番374	今宮四丁目7番390	
33331	船場東28号線	船場東三丁目2番6	船場東三丁目2番2	
33332	今宮東線10号支線	今宮三丁目486番8	今宮三丁目247番14	
33333	栗生外院北14号線	栗生外院一丁目263番7	栗生外院一丁目263番11	
33334	西宿小野原北3号支線	栗生新家一丁目365番4	栗生新家一丁目365番1	
43362	外院の里南6号線	栗生新家二丁目512番5	栗生新家二丁目98番13	
43541	彩都区画93号線	彩都栗生北七丁目2番1	彩都栗生北七丁目2番169	
43542	山の口5号線支線1号線	栗生間谷東五丁目548番13	栗生間谷東五丁目548番8	

2 廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13806	桜新稲線3号支線	桜五丁目519番8	桜五丁目519番11	
33009	船場東3号線	船場東三丁目2番6	船場東一丁目1番	
33010	船場東4号線	船場東三丁目1番8	船場東三丁目8番6	
33012	船場東6号線	船場東三丁目6番8	船場東三丁目7番10	
33330	今宮古池南線	今宮四丁目7番374	今宮四丁目7番395	
43362	外院の里南6号線	栗生新家二丁目512番5	栗生新家二丁目512番13	

第十四号議案

箕面市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例  
制定の件

箕面市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、市の機関等に係る手続等に関し、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例等 市の条例及び規則等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第二項に規定する規則その他の規程、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程及び議会の規則その他の規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第五十五条第一項に基づき大阪府の条例により本市が処理することとされた事務に係る大阪府の条例及び規則並びに教育委員会規則をいう。

- 二 市の機関等 次に掲げるものをいう。
  - イ 市長、地方自治法第百三十八条の四第一項の規定に基づき市に置かれる執行機関、地方公営企業法第七条の規定に基づき市に置かれる管理者若しくは議会又はこれらに置かれる機関
  - ロ イに掲げる機関の職員であつて法律（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの
  - ハ 地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により市の指定を受けた団体
  - 三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
  - 四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
  - 五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
  - 六 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
  - 七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
  - 八 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
  - 九 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録

を作成し、又は保存することをいう。

十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第七条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料又は使用料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則等で定めるものをもつてすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができ。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に  
限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法に

より行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めると

ころにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第七条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に関し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等

の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないものとすることができる。

（手続等における情報通信技術の利用に関する状況の公表）

第八条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

市の機関等に係る手続等に関し、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、本条例を制定するものである。

第十五号議案

箕面市自転車安全利用条例改正の件

箕面市自転車安全利用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市自転車安全利用条例の一部を改正する条例

箕面市自転車安全利用条例（平成二十六年箕面市条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

第九条第二項中「保護者」の下に「（親権者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に保護するものをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第十六号議案

箕面市立箕面萱野駅前交通広場条例制定の件

箕面市立箕面萱野駅前交通広場条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市立箕面萱野駅前交通広場条例

(設置)

第一条 箕面萱野駅における安全かつ円滑な交通の確保を図り、もって交通機関を利用する市民の利便に資するため、箕面市立箕面萱野駅前交通広場（以下「広場」という。）を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
箕面市立箕面萱野駅前北側交通広場	箕面市西宿一丁目二〇二二番一
箕面市立箕面萱野駅前南側交通広場	箕面市西宿一丁目二一七三番一

(施設)

第二条 箕面市立箕面萱野駅前北側交通広場に、次の各号に掲げる施設を置く。

- 一 一般乗合旅客自動車待機場（以下「北側バス待機場」という。）
  - 二 一般乗合旅客自動車乗降場及び一般貸切旅客自動車乗降場（以下「北側バス乗降場」という。）
  - 三 前二号に掲げるもののほか、必要な施設
- 2 箕面市立箕面萱野駅前南側交通広場に、次の各号に掲げる施設を置く。
- 一 一般乗用旅客自動車待機場（以下「南側タクシー待機場」とい

う。

二 一般乗用旅客自動車乗降場（以下「南側タクシー乗降場」という。）

三 送迎バス乗降場

四 障害者等用乗降場

五 前各号に掲げるもののほか、必要な施設

（施設を使用することができる者の範囲）

第三条 前条の施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 北側バス待機場 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業を

法第四条の許可を受けて経営する者であつて市内で路線定期運行を行うもの

二 北側バス乗降場 前号に掲げる者及び法第三条第一号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を法第四条の許可を受けて経営する者であつて市長が必要と認めるもの

三 南側タクシー待機場 法第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を法第四条の許可を受けて経営する者であつて市内に営業所を有するものその他市長が必要と認めるもの

四 南側タクシー乗降場 法第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を法第四条の許可を受けて経営する者

五 送迎バス乗降場 法第三条第二号の特定旅客自動車運送事業を法第四十三条の許可を受けて経営する者であつて市又は隣接する市町に所在する学校等の委託等を受けて当該事業を行うもの及びその他市長が必要と認める者

六 障害者等用乗降場 身体に障害がある者、傷病者又は妊産婦等であつて歩行が困難なものを送迎する者

(行為の禁止)

第四条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第六条の許可を受けた者が当該許可に係る行為をするときは、この限りでない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為
- 二 広場を汚損し、又は損傷する行為
- 三 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、広場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(利用の制限)

第五条 広場に入場することができる自動車は、第二条の施設を使用する自動車その他市長が必要と認める自動車とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場への自動車の入場を禁止、又は退場を命じることができる。

- 一 発火、引火又は爆発のおそれがある物品を積載しているとき。
- 二 著しい悪臭を発する物品を積載しているとき。
- 三 他の自動車の使用を妨げる物品を積載しているとき。
- 四 災害等により次に掲げる事情があるとき。
  - イ 市が広場を使用する必要があるとき。
  - ロ 広場を使用できないと市長が認めるとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認めるとき。

(使用の許可)

第六条 北側バス待機場、南側タクシー待機場又は送迎バス乗降場を自動

車運送事業その他市長が必要と認める事業のために使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 北側バス乗降場若しくは南側タクシー乗降場を使用することができる者又は前項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに掲げる工作物等を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

一 第二条の施設に係る標識その他これに類する工作物

二 前号に掲げるもののほか、広場の利便性の向上に資するものとして市長が認める工作物、物件又は施設

3 前二項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、広場の管理上必要と認めるときは、前三項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

（使用許可の制限）

第七条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用許可をしない。

一 公益を害するおそれがあるとき。

二 広場の施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益になるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認めるとき。

（使用許可の期間）

第八条 使用許可の期間は、一年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを更新することができる。

(使用料)

第九条 使用者は、別表に定める使用料を市長に前納しなければならない。

(使用料の減免)

第十条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第十一条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第十二条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第十三条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止させ、又は使用許可の条件を変更することができる。

一 使用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。

二 第六条第四項の条件に違反したとき。

三 使用者が虚偽の申請等により使用許可を受けたことが判明したとき。

四 第七条各号の規定に該当したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し等により使用者に生じた損害については、市長はその責めを負わない。

(意見の聴取)

第十四条 市長は、必要があると認めるときは、第七条第三号に該当する

事由（前条第一項第四号に該当する事由を含む。）の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

（供用の休止）

第十五条 市長は、広場の整備工事その他必要と認めるときは、広場の施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

（原状回復義務）

第十六条 使用者は、第八条の使用許可の期間が満了したとき、又は第十三条の規定により使用許可を取り消されたときは、使用した施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

（損害賠償義務）

第十七条 広場の施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

（委任）

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年三月三十一日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 公布の日

二 第一条の規定（同条の表箕面市立箕面萱野駅前南側交通広場の項に係る部分に限る。）、第二条第二項、第三条第三号から第六号までの規

定、第六条第一項の規定（南側タクシー待機場又は送迎バス乗降場に係る部分に限る。）、同条第二項の規定（南側タクシー乗降場を使用することができる者に係る部分に限る。）及び別表の規定（同表南側タクシー待機場の項及び送迎バス乗降場の項に係る部分に限る。）令  
和七年三月三十一日までの間において規則で定める日

（準備行為）

2 この条例の施行の日以後の使用許可その他必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第九条関係）

種別	単位	期間	使用料
北側バス待機場	一区画	一月	七、〇〇〇円
南側タクシー待機場	一区画	一月	三、〇〇〇円
送迎バス乗降場	無料		
第六条第二項に規定する 工作物等	箕面市道路占用料条例（昭和六十年箕面 市条例第十六号）の規定を準用する。		

備考 北側バス待機場の面積は、一区画につき四十二・九平方メートル、南側タクシー待機場の面積は、一区画につき十五平方メートルとする。

（提案理由）

箕面市立箕面萱野駅前交通広場を設置し、駅における安全かつ円滑な交通の確保を図り、もって交通機関を利用する市民の利便に資するため、本条例を制定するものである。

第十七号議案

箕面市立市民ギャラリー条例制定の件

箕面市立市民ギャラリー条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市立市民ギャラリー条例

(設置)

第一条 芸術文化の創造及び普及の場並びに多様な文化が共生する場を提供することにより文化芸能及び国際交流の振興を図るため、箕面市立市民ギャラリー(以下「ギャラリー」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
箕面市立市民ギャラリー	箕面市船場東三丁目七番三五号

(事業)

第二条 ギャラリーは、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 芸術作品の鑑賞及び発表の場並びに機会を提供する事業
  - 二 地域の文化芸能及び国際交流のまちづくりに関する事業
  - 三 ギャラリーの施設の利用に供する事業
  - 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
- (指定管理者による管理)

第三条 市長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定によりギャラリーの管理を市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 前条の事業の実施に関すること。
  - 二 ギャラリーの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(指定管理者の指定手続)

第四条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめギャラリーの概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するものの中から、ギャラリーの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 ギャラリーを利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 第二条の事業を効果的に実施できること。

三 ギャラリーの運営を通じて、文化芸能及び国際交流の振興を図る能力を有すること。

四 ギャラリーを適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第五条 市長は、前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(変更の届出)

第六条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第七条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第三条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(開館時間及び休館日)

第八条 ギャラリーの開館時間及び休館日は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 指定管理者は、ギャラリーの開設時間及び休館日を定めるときは、速やかに公表しなければならない。

(利用の許可等)

第九条 ギャラリーを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、ギャラリーの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(特別の設備の設置等)

第十条 利用者は、ギャラリーを利用するに当たって、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーの利用を許可しない。

- 一 公益を害するおそれがあるとき。
- 二 ギャラリーの施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十三条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理上支障があるとき認めるとき。

(入館の制限)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ギャラリーへの入館を禁じ、又はギャラリーからの退館を命ずることが

できる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認め  
る者

(利用の許可の取消し等)

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の

許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができる。

一 利用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指  
示に従わないとき。

二 利用者が虚偽の申請等により許可を受けたことが判明したとき。

三 暴力団の利益になるとき。

四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市がギャラリーを利用する必要があるとき。

ロ ギャラリーが利用できないと市長が認めるとき。

(利用料金)

第十四条 利用者は、ギャラリーの利用に係る料金（以下「利用料金」と  
いう。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲  
で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければな  
らない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免

除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認められた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

(指定管理者が行う個人情報取扱い)

第十五条 指定管理者は、ギャラリーの管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 ギャラリーの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(意見の聴取)

第十六条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十一条第三号又は第十三条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第十一条第三号又は第十三条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(原状回復義務)

第十七条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第七条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第十八条 指定管理者又は利用者は、ギャラリーの施設、附属設備等を破

損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第十九条 利用者は、許可を受けたギャラリーの利用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年三月三十一日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他ギャラリーの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 指定の期間の満了又は第七条の規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があつた場合は、前任の指定管理者が行つた許可は、後任の指定管理者が行つた許可とみなす。

(提案理由)

箕面市立市民ギャラリーを設置し、指定管理者制度を活用するため、本条例を制定するものである。

第十八号議案

箕面市犯罪被害者等支援条例制定の件

箕面市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第一条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が平穩に暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無

理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、日常生活及び社会生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等による相互の連携及び協力により推進されなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、この条例の目的を達成するため前条の基本理念にのっとり、国及び大阪府との適切な役割分担により犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第七条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第八条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金の支給を行うものとする。

(箕面市災害見舞金等支給条例による見舞金との調整)

第九条 市は、犯罪等に起因する災害によって被害を受けた者等に対する見舞金の支給については、箕面市災害見舞金等支給条例(昭和四十三年箕面市条例第十八号)の規定にかかわらず、前条の見舞金を支給するものとする。

2 市は、災害によって被害を受けた者等が箕面市災害見舞金等支給条例の規定に基づく見舞金の支給を受けた後において、当該災害が犯罪等に起因するものと判明したときは、既に支給した見舞金の額と前条に規定する見舞金の額との差額を支給する。

(日常生活の支援)

第十条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うものとする。

(居住の安定に向けた支援)

第十一条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、当該犯罪被害者等に対し、必要

な支援を行うものとする。

(雇用の安定に向けた施策)

第十二条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪等により就業が困難となった犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるため、事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保に向けた施策)

第十三条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害（犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。）を受けるとを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第十四条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の可能性その他犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体との連携協力)

第十五条 市は、犯罪被害者等の支援を効果的に行うため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に係る情報の提供その他の必要な連携及び協力をを行うものとする。

(支援の制限)

第十六条 市は、犯罪被害者等の被害が自らの行為に起因したものである場合、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、支援を行わないことができる。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念、市、市民及び事業者の責務及び施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るため、本条例を制定するものである。

第十九号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改め、同項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第七条第二項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第八条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第九条中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改める。

第十四条第四項第三号ロ(1)中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同号ロ(2)中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第十六条第三号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第二十二條第四号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に

改める。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第三十七条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に

改め、同条第二項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、

「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第三項中

「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「第十九条第一項第

二号」を「第十九条第二号」に改める。

第三十八条第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に

改め、同条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、

「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中

「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「第十九条第一項第

二号」を「第十九条第二号」に改める。

第三十九条第二項及び第四十一条第二項中「第十九条第一項第三号」を

「第十九条第三号」に改める。

第五十三条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に

改め、同条第二項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、

「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第三項中

「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に、「第十九条第一項第

一号」を「第十九条第一号」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条

第二号」に改める。

第五十四条第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に

改め、同条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、

「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に、「第十九条第一項第

一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中「第十九条第一項第二

号」を「第十九条第二号」に改める。

第六十二条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第六十二条の二 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第六十二条の三 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこ

れらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもの  
その他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのお  
それが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときには、  
当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装  
置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の  
際に限る。)を行わなければならない。

第六十五条中「場合は」の下に「、その行う保育に支障がない場合に限  
り」を加え、同条ただし書を削る。

第六十八条を次のように改める。

#### 第六十八条 削除

第六十九条第二項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症  
及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及び  
まん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第六十九条の次に次の二条を加える。

#### (安全計画の策定等)

第六十九条の二 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図る  
ため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業  
所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組  
等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活におけ  
る安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事  
業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において  
「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講  
じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知す  
るとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第百九条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第百十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第百十五条の二 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第百十六条第二項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症

及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に関する経過措置)

2 改正後の第六十二条の三第二項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(安全計画の策定等に関する経過措置)

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第百九条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十号議案

箕面市子ども・子育て会議条例改正の件

箕面市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て会議条例（平成二十七年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

第二条第一項第三号中「第七十七条第一項各号」を「第七十二条第一項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第二十一号議案

箕面市立幼保連携型認定こども園条例改正の件

箕面市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

箕面市立幼保連携型認定こども園条例(令和三年箕面市条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「(仮称)箕面市立せいぶ認定こども園」を「箕面市立せいなんこども園」に、「(仮称)箕面市立ちゅうぶ認定こども園」を「箕面市立かやのこども園」に、「(仮称)箕面市立とうぶ認定こども園」を「箕面市立とよかわこども園」に改める。

附則中「(仮称)箕面市立せいぶ認定こども園」を「箕面市立せいなんこども園」に、「(仮称)箕面市立とうぶ認定こども園」を「箕面市立とよかわこども園」に、「(仮称)箕面市立ちゅうぶ認定こども園」を「箕面市立かやのこども園」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

(仮称)箕面市立せいぶ認定こども園、(仮称)箕面市立ちゅうぶ認定こども園及び(仮称)箕面市立とうぶ認定こども園の正式名称を規定するため、本条例を改正するものである。


第二十二号議案

箕面市道路附属物駐車場条例制定の件

箕面市道路附属物駐車場条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市道路附属物駐車場条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第二十四条の二第一項の規定に基づき駐車料金を徴収する道路附属物駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
箕面市立桜井駅前駐車場	箕面市桜井二丁目三三二番

(事業)

第三条 駐車場は、桜井駅周辺における道路上の駐車又は停車を抑制し、もって駅周辺の道路の安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、次に掲げる事業を行う。

- 一 駐車場の利用に関する事業
  - 二 自動車の駐車環境の改善に資する事業
  - 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
- (駐車できる自動車)

第四条 駐車場に駐車できる自動車は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表に規定する普通自動車のうち、長さ五・二五メートル及び幅一・九メートル以下のものとする。

（指定管理者による管理）

第五条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により駐車場の管理を市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 第三条の事業の実施に関すること。

二 駐車場の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項に規定する業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

（指定管理者の指定手続）

第六条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ駐車場の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するものの中から、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めた法人その他の団体を指定管理者の候補

者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 駐車場を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 前条第二項の業務を効率的に実施できること。

三 駐車場を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第七条 市長は、前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(変更の届出)

第八条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第九条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第五条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(供用日等及び入庫時間)

第十条 駐車場の供用日は一月一日から十二月三十一日までとし、供用時間は午前零時から午後十二時までとする。

2 自動車を駐車場に入場させ、又は出場させることができる時間は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て同項に規定する時間を変更することができる。

(供用の休止)

第十一条 市長は、前条の規定にかかわらず、駐車場の整備工事その他必要と認めるときは、駐車場の施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(駐車場の制限)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車の入場を禁じ、又は退場を命じることができる。

- 一 発火、引火又は爆発のおそれがある物品を積載しているとき。
- 二 著しい悪臭を発する物品を積載しているとき。
- 三 他の自動車の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- 四 災害等により次に掲げる事情があるとき。
  - イ 市が駐車場を利用する必要があるとき。
  - ロ 駐車場が利用できないと市長が認めるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があるとき。

2 駐車場は、規則で定める場合を除くほか、引き続き、規則で定める日数を超えて自動車を駐車することができない。

(行為の禁止)

第十三条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の自動車の駐車を妨げる行為
- 二 駐車場の施設及び駐車中の自動車を汚損し、又は損傷する行為
- 三 火気を使用する行為
- 四 飲食物その他物品を販売する行為
- 五 他の駐車場を利用する者に対し、寄附を求め、又は物品を配布する行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が駐車場の管理に支障があると認める行為

(利用料金)

第十四条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。
- 3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認められた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

(駐車場の利用に関する標識)

第十五条 法第二十四条の三の規定により駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- 一 利用料金の額
  - 二 駐車することができる時間
  - 三 利用料金の徴収方法
  - 四 割増金の徴収に関する注意事項
  - 五 その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項
- 2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(指定管理者が行う個人情報取扱い)

第十六条 指定管理者は、駐車場の管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 駐車場の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(原状回復義務)

第十七条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第九条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった駐車場の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第十八条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により駐車場の施設、附属設備等を破損し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えたとき

は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(善良な管理者の注意義務)

第十九条 指定管理者は、駐車場における自動車の駐車に関し、善良な管理者として注意を怠らなかつたときは、駐車している自動車の損傷又は滅失について損害賠償の責を負わない。

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年八月一日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他駐車場の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

道路法第二条第二項第七号に規定する道路の附属物として箕面市立桜井駅前駐車場を設置し、指定管理者制度を活用するため、本条例を制定するものである。

第二十三号議案

箕面市都市公園条例改正の件

箕面市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市都市公園条例の一部を改正する条例

箕面市都市公園条例（昭和五十年箕面市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「五年」を「十年」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

都市公園内に自治会等によるコミュニティ意識の醸成等に資するための拠点となる集会所の設置を可能とすることに伴い、公園施設の設置等に係る許可の期間の上限を拡大するため、本条例を改正するものである。

第二十四号議案

箕面市営住宅管理条例改正の件

箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例

箕面市営住宅管理条例（平成九年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項から十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十二条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第三十二条第三項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 令和二年四月一日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の第三十二条第三項に規定する利息については、なお従前の例による。

（提案理由）

箕面市営借上住宅パルコスモスの借上期間の満了に伴い、市営住宅の用途を廃止するとともに、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十五号議案

箕面市建築基準法施行条例改正の件

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

箕面市建築基準法施行条例（平成十二年箕面市条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の七の表備考第二号中「。以下「基準省令」という。」を削る。

第六条の八の表中六十二の項を六十四の項とし、四十七の項から六十一の項までを二項ずつ繰り下げ、同表四十六の項中「四十八の項」を「五十の項」に改め、同項を同表四十八の項とし、同表中四十五の項を四十七の項とし、二十三の項から四十四の項までを二項ずつ繰り下げ、二十二の項を二十三の項とし、同項の次に次のように加える。

二十四	法第五十八条第二項の規定による許可の申請をしようとする者	一六〇、〇〇〇円
-----	------------------------------	----------

第六条の八の表中二十一の項を二十二の項とし、十八の項から二十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十七の項中「第五十五条第三項第一号又は第二号」を「第五十五条第三項又は第四項第一号若しくは第二号」に改め、同項を同表十八の項とし、同表中十六の項を十七の項とし、十一の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げ、十の項の次に次のように加える。

十一	法第五十二条第六項第三号の規定による認定の申請をしようとする者	二七、〇〇〇円
----	---------------------------------	---------

第六条の八の表備考第二号中「四十五の項から五十二の項まで」を「四十七の項から五十四の項まで」に、「四十九の項から五十一の項まで」を「五十一の項から五十三の項まで」に改め、同表備考第三号中「五十四の項」を「五十六の項」に、「五十五の項」を「五十七の項」に改め、同表備考第四号中「五十六の項」を「五十八の項」に、「五十七の項」を「五十九の項」に改め、同表備考第五号中「六十一の項」を「六十三の項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

#### (提案理由)

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上に資する工事等を行った場合の容積率の緩和に係る認定及び建築物の高さの限度の超過に係る許可の手数料を定めるため、本条例を改正するものである。

第二十六号議案

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例及び箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例改

正の件

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例及び箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例及び箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

(箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例の一部改正)

第一条 箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例(平成二十四年箕面市条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

その他のもの

五〇、〇〇〇円

を

その他のもの		
誘導基準に仕様の		
三百平方メートル未満のもの	三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
四〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円

その他のもの						
三百平方メートル未満のもの	三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五万平方メートル以上のもの
九〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	六七〇、〇〇〇円	一、一七〇、〇〇〇円	二、一五〇、〇〇〇円

その他のもの	
誘導基準に仕様のもの	その他のもの
三〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円

を

に、



等に係る事務手数料条例の一部改正)

第二条 箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく  
 判定等に係る事務手数料条例(平成二十八年箕面市条例第二十四号)の  
 一部を次のように改正する。

第四条第一号の表中

その他のもの	五〇、〇〇〇円
--------	---------

を

その他のもの	
誘導仕様 基準によ るもの	その他の もの
三〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円

に、

その他のもの	
三百平方メートル 未満のもの	九〇、〇〇〇円
三百平方メートル 以上二千平方メー トル未満のもの	一四〇、〇〇〇円
二千平方メートル 以上五千平方メー トル未満のもの	二四〇、〇〇〇円
五千平方メートル 以上一万平方メー トル未満のもの	三四〇、〇〇〇円
一万平方メートル 以上二万五千平方 メートル未満のも の	六六〇、〇〇〇円
二万五千平方メー トル以上五万平方 メートル未満のも の	一、一七〇、〇〇〇円
五万平方メートル 以上のもの	二、一五〇、〇〇〇円

を

その他のもの												
誘導仕様の基準によるもの												
その他のもの												
三百平方メートル未満のもの	三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五万平方メートル以上のもの	三百平方メートル未満のもの	三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二万五千平方メートル以上の五万平方メートル
四〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	五八〇、〇〇〇円	一、〇一〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	六六〇、〇〇〇円	一、一七〇、〇〇〇円

に改め、同

	メートル未満のもの	
五万平方メートル以上のもの		二、一五〇、〇〇〇円

表備考四を同表備考五とし、同表備考三の次に次のように加える。

四 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。

第五条第一号の表備考四中「第十条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)の改正に伴い、誘導仕様基準の適合確認による低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る手数料を定めるため、本条例を改正するものである。

第二十七号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表七十二の項中「二七〇、〇〇〇円」を「二二〇、〇〇〇円」に改め、同表七十三の項中「三五、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「一四〇、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改め、同表七十四の項中「一〇〇、〇〇〇円」を「七三、〇〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「八、三〇〇円」に改め、同表七十五の項中「五〇、〇〇〇円」を「四一、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に改め、同表七十六の項中に、「二、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同表七十七の項中「一〇、〇〇〇円」を「七、九〇〇円」に改め、同表七十八の項中「五〇、〇〇〇円」を「四一、〇〇〇円」に改め、同表七十九の項中「六七〇、〇〇〇円」を「五六〇、〇〇〇円」に、「四一〇、〇〇〇円」を「三四〇、〇〇〇円」に、「二七〇、〇〇〇円」を「二二〇、〇〇〇円」に、「一七〇、〇〇〇円」を「一四〇、〇〇〇円」に、

処理容積が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備	一件	一四〇、〇〇〇円
処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備	一件	一一〇、〇〇〇円
処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備	一件	八五、〇〇〇円
処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備	一件	七〇、〇〇〇円

を

処理容積が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備	一件	一一〇、〇〇〇円
処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備	一件	八六、〇〇〇円
処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備	一件	六八、〇〇〇円

に、「四〇、〇〇〇円」

処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備	一件	五四、〇〇〇円
-----------------------------	----	---------

を「二二一、〇〇〇円」に、

処理容積が千万立方メートル以上の設備	一件	一一〇、〇〇〇円
--------------------	----	----------

を

処理容積が千万立方メートル以上の設備	一件	九一、〇〇〇円
--------------------	----	---------

に、「九〇、〇〇〇円」

を「七五、〇〇〇円」に、「七五、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、

「五五、〇〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」

冷凍能力が三千トン以上の設備	一件	一四〇、〇〇〇円
冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備	一件	一一〇、〇〇〇円
冷凍能力が三百トン以上千トン未満の設備	一件	八五、〇〇〇円
冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備	一件	七〇、〇〇〇円

を「七、四〇〇円」に、

を

冷凍能力が三千トン以上の設備	一件	一一〇、〇〇〇円
冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備	一件	八七、〇〇〇円
冷凍能力が三百トン以上千トン未満の設備	一件	六八、〇〇〇円
冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備	一件	五四、〇〇〇円

に、「四五、〇〇〇円」

を「三六、〇〇〇円」に改め、同表八十の項中「四五〇、〇〇〇円」を「三七〇、〇〇〇円」に、「二七〇、〇〇〇円」を「二二〇、〇〇〇円」に、「一八五、〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「一一五、〇〇〇円」を「九三、〇〇〇円」に、

変更後の処理容量が変更前の処理容量に比して二万五千立方メートル以上十立方メートル未満増加する場合	一件	八五、〇〇〇円
変更後の処理容量が変更前の処理容量に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合	一件	七五、〇〇〇円
変更後の処理容量が変更前の処理容量に比して千立方メートル	一件	七〇、〇〇〇円

を

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル	一件	五七、〇〇〇円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合	一件	六一、〇〇〇円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十立方メートル未満増加する場合	一件	六九、〇〇〇円

に、「八〇、〇〇〇円」

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合	一件	三五、〇〇〇円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して以上五千立方メートル未満増加する場合	一件	五〇、〇〇〇円
その他の場合	一件	二〇、〇〇〇円

以上五千立方メートル未満増加する場合		
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合	一件	三九、〇〇〇円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合	一件	二六、〇〇〇円
その他の場合	一件	一六、〇〇〇円

を「六五、〇〇〇円」に、「六五、〇〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に、

「五五、〇〇〇円」を「四四、〇〇〇円」を、

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合	一件	四〇、〇〇〇円
--	----	---------

を

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合	一件	三一、〇〇〇円
--	----	---------

に、「一五、〇〇〇円」

を「一八、〇〇〇円」に、

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十立方メートル未満増加する場合	一件	二〇、〇〇〇円
--	----	---------

を

に、「一五、〇〇〇円」

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十立方メートル未満増加する場合	一件	一四、〇〇〇円
--	----	---------

を「一二、〇〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「三、二〇〇円」に、

変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合）にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。	一件	八五、〇〇〇円
--	----	---------

以下この項において同じ。）に比して三千トン以上増加する場合	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して千トン以上三千トン未満増加する場合	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して三百トン以上千トン未満増加する場合	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン以上三百トン未満増加する場合	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン未満増加する場合	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去す
	一件	一件	一件	一件	一件
	七五、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	六九、〇〇〇円

を

合 以上増加する場 比して三千トン いて同じ。)に 以下この項にお 控除した能力。 撤去する設備に 凍能力から当該 は、変更前の冷 置するものであ る場合にあつて 新たに設備を設 る設備に代えて	変更後の冷凍能 力が変更前の冷 凍能力に比して 千トン以上三千 トン未満増加す る場合	変更後の冷凍能 力が変更前の冷 凍能力に比して 三百トン以上千 トン未満増加す る場合	変更後の冷凍能 力が変更前の冷 凍能力に比して 百トン以上三百 トン未満増加す る場合	変更後の冷凍能 力が変更前の冷 凍能力に比して 百トン未満増加 する場合
一件	一件	一件	一件	一件
六二、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

に改め、同表八十一の項

その他の場合	一件	一六、〇〇〇円
--------	----	---------

中「三五、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に改め、同表八十二の項中「二〇、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改め、同表八十三の項中「八、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「一八、七五〇円」に改め、同表八十四の項中「八、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に改め、同表八十五の項中「七五〇、〇〇〇円」を「六一〇、〇〇〇円」に、「四五〇、〇〇〇円」を「三七〇、〇〇〇円」に、「三〇〇、〇〇〇円」を「二五〇、〇〇〇円」に、「一九〇、〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、

処理容積が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備	一件	一五〇、〇〇〇円
処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備	一件	一二〇、〇〇〇円
処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備	一件	九五、〇〇〇円
処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備	一件	七五、〇〇〇円

を



を「七、七〇〇円」に、

冷凍能力が三千 トン以上の設備	一件	一五〇、〇〇〇円
冷凍能力が千ト ン以上三百トン 未満の設備	一件	一二〇、〇〇〇円
冷凍能力が三百 トン以上千トン 未満の設備	一件	九五、〇〇〇円
冷凍能力が百ト ン以上三百トン 未満の設備	一件	七五、〇〇〇円

を

冷凍能力が三千 トン以上の設備	一件	一二〇、〇〇〇円
冷凍能力が千ト ン以上三百トン 未満の設備	一件	九五、〇〇〇円
冷凍能力が三百 トン以上千トン 未満の設備	一件	七六、〇〇〇円
冷凍能力が百ト ン以上三百トン 未満の設備	一件	六〇、〇〇〇円

に、「五五、〇〇〇円」

を「四二、〇〇〇円」に改め、同表八十六の項中「二〇、〇〇〇円」を

「一六、〇〇〇円」に改め、同表八十七の項中「二、〇〇〇円」を「一、

四〇〇円」に改め、同表八十八の項中「四〇、〇〇〇円」を「三一、〇〇

〇円」に改め、同表八十九の項中「一、〇〇〇円」を「六三〇円」に改め、

同表九十の項中「一、〇〇〇円」を「四六〇円」に改め、同表九十一の項

中「九、〇〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「四一、〇〇〇円」を「三四、

〇〇〇円」に改め、同表九十二の項中「九、〇〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に改め、同表九十三の項中「九、〇〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同表九十四の項中「一〇〇、〇〇〇円」を「九八、〇〇〇円」に改め、同表九十五の項中「三〇、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改め、同表九十七の項中「三八、〇〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」に完成検査合格施設である貯蔵施設」を「五、八〇〇円」に完成検査合格施設である貯蔵施設」に、「二九、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」に完成検査合格施設である変更」を「五、八〇〇円」に完成検査合格施設である変更」に改め、同表九十八の項中「三五、〇〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に改め、同表九十九の項中「二五、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、同表百の項中「四五、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改め、同表百一の項中「三五、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

#### (提案理由)

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）等に係る事務の手数料の額を地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）に定める手数料の額に合わせるため、本条例を改正するものである。

第二十八号議案

箕面市水道事業給水条例改正の件

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月二十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例

箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「取付口から」の下に「直結する」を加える。

第十四条中第二項を第三項とし、同条第一項中「水道メーターは、管理者が設置し、」を「管理者は、水道メーターを」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

給水装置に、市の水道メーター（以下「水道メーター」という。）を設置し、その位置は、管理者が定める。

第二十二条を次のように改める。

（料金等）

第二十二条 料金等は、次の各号に定める水道料金の額及び水道メーター使用料の額の合計額に消費税相当額を加算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 水道料金

用途	基本料金（一月につき）		超過料金（一立方メートルにつき）	
	水量	金額	水量	金額
一般用 八立方メートル 以下の部分		六八六円	八立方メートルを超 え一〇立方メートル 以下の部分	一二六円

二 水道メーター使用料

口径	金額（一個一月につき）
一三ミリメートル	二五円
二〇ミリメートル	五〇円
二五ミリメートル	五〇円
三〇ミリメートル	一〇〇円
四〇ミリメートル	一二五円

湯屋用	臨時用	金額
一〇〇立方メートル以下の部分	二立方メートル以下の部分	一、二〇〇円
五、六〇〇円	一、二〇〇円	二立方メートルを超える部分
一〇立方メートルを超える部分	二立方メートルを超える部分	六〇〇円
一〇〇立方メートルを超える部分	一〇〇立方メートルを超える部分	八〇円
五〇〇立方メートルを超える部分	五〇〇立方メートルを超える部分	三五五円
一〇〇立方メートルを超える部分	一〇〇立方メートルを超える部分	三二〇円
一〇〇立方メートルを超える部分	一〇〇立方メートルを超える部分	二八五円
五〇立方メートルを超える部分	五〇立方メートルを超える部分	二五五円
三〇立方メートルを超える部分	三〇立方メートルを超える部分	二三〇円
二〇立方メートルを超える部分	二〇立方メートルを超える部分	一九二円
一〇立方メートルを超える部分	一〇立方メートルを超える部分	一六八円

五〇ミリメートル	八五〇円
七五ミリメートル	一、〇〇〇円
一〇〇ミリメートル	一、一五〇円
一五〇ミリメートル	二、〇五〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二十二条の規定は、令和五年十月一日以後に計量した水道料金の算定の基礎となる使用水量により算定する水道料金及び水道メーター使用料について適用し、同日前の水道料金及び水道メーター使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）等の改正により、適格請求書等保存方式に変更されること等に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第 29 号議案

箕面市教育委員会教育長の任命について同意を求める件

次の者を箕面市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 20 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 藤 迫 稔

略

歴

昭和 56 年	3 月	関西大学商学部卒業
同 56 年	4 月	箕面市役所勤務
平成 6 年	4 月	箕面市競艇事業部業務課主査
同 7 年	4 月	箕面市競艇事業部渉外担当係長
同 9 年	7 月	箕面市教育委員会事務局学校教育部総務課学務グループ総括主査

同	13年	4月	箕面市競艇事業部付け課長補佐（労務・警備担当）
同	15年	4月	箕面市競艇事業部企画課長
同	19年	11月	箕面市市長公室総務次長
同	21年	4月	箕面市教育委員会事務局子ども部副部長
同	23年	4月	箕面市教育委員会事務局子ども部長
同	24年	11月	箕面市立萱野小学校副校長
同	25年	1月	箕面市立萱野小学校長
同	28年	4月	箕面市市政統括監
同	29年	4月	箕面市教育委員会教育長（現在に至る。）

（提案理由）

藤迫 稔氏を引き続き箕面市教育委員会教育長に任命するため、提案するものである。

第 3 0 号 議 案

箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提 出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 酒 井 康 生

略	歴
平成 1 6 年 3 月	京都大学法学部卒業
同 1 6 年 1 1 月	司法試験合格
同 1 8 年 1 0 月	司法修習終了
同 1 8 年 1 0 月	弁護士登録（現在に至る。）
同 1 8 年 1 0 月	北浜法律事務所・外国法共同事業入所

令和 3 年 3 月 中之島法律事務所入所（現在に至る。）

（提案理由）

酒井康生氏を箕面市教育委員会委員に任命するため、提案するものである。